

設 計 書

予算項目	原水及び浄水費 - 委託料
委託番号	単価 第 9 号

課 長	課長補佐	係 長	副務者	検 算	主務者 (監督員)

年 度	令和6年度	作 成 年 月 日	令和5年12月25日	履行期間	令 和 6 年 4 月 1 日 から 令 和 7 年 3 月 31 日 まで
件 名	豊岩浄水場濃縮汚泥移送業務委託				
委託場所	豊岩豊巻字上野164地内 他				
設計金額	金 円/m ³ 也				
財源区分	国 補 ・ 県 補 ・ [市 単]				

費 用 内 訳			業 務 概 要	
種 別	設 計 額 (円)		濃縮汚泥の移送業務(豊岩浄水場から仁井田浄水場まで)	
業務価格			・移送予定量:3,800m ³ /年	
消費税等相当額				
			副務者 (職名)氏名	
業務委託費			主務者(監督員)(職名)氏名	

明 細 書

(第 1 号)

種 別 名 称	細 目	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
強力吸引車運転工		m ³	1			代価表第 1 号
一般管理費等		式	1			
業務価格						
消費税等相当額						
業務委託費						

代 価 表

強力吸引車運転工

(第1号)

種 別 名 称	細 目	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
強力吸引車運転工	11 t 車					
軽油	13L/h×6h	L	7.6			
特殊運転手		人	0.2			
強力吸引車損料		時間	1			
諸雑費		式	1			
小計	(1時間あたり)					①
						①×6時間
小計	(1日あたり)					(36m ³ /日)
計	(1 m ³ あたり)					(円/m ³)

特記仕様書

豊岩浄水場濃縮汚泥移送業務委託

令和6年度
秋田市上下水道局

(目的)

第1条 本仕様書は、豊岩浄水場の濃縮汚泥移送業務委託を円滑に遂行するため、必要な事項を定める。

(業務概要)

第2条 本業務の業務範囲は、豊岩浄水場より発生する濃縮汚泥を強力吸引車により吸引・積込み、仁井田浄水場の天日乾燥床へ運搬し張込むまでとする。なお、汚泥の吸引に際して、汚泥貯留槽流出配管に付属している汚泥取出し用ホースカプラー部から運搬車両のホースにより行うものとする。また、濃縮汚泥の張込みは指定した天日乾燥床へ、強力吸引車に搭載したホースにより張込むものとする。

(吸引場所および排出場所)

第3条 吸引場所および排出場所、運搬距離は次のとおりである。

(1) 吸引場所

ア 住 所 豊岩豊巻字上野 164 番地

イ 吸引場所 豊岩浄水場脱水機棟 1 階補機室 (汚泥貯留槽流出配管)

(2) 排出場所

ア 住 所 仁井田字新中島 221 番地の 2

イ 排出場所 仁井田浄水場天日乾燥床 (委託者が指定する床)

(3) 運搬距離

吸引場所から排出場所までは、約 3.6 k m (片道) である。

(有資格等)

第4条 本業務に必要な資格は次のとおりである。

(1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (昭和 45 年法律第 137 号) (以下「廃掃法」という。) 第 14 条第 1 項に規定する収集運搬業の許可および必要な運搬車両を有していること。

(2) 運搬車両を 1 台以上配備することができ、車両の故障時等に代替車両の手配等の対応が行える者。

(履行期間および移送日)

第5条 本業務の履行期間および移送日は次のとおりである。

(1) 履行期間は、令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までとする。

(2) 移送日は、委託者が指定する日 (土日祝日を除く)

(移送予定量および運搬回数)

第6条 本業務の移送予定量は次のとおりである。

- (1) 移送予定量は、約 3,800m³/年とする。通常は、6 m³/回程度の運搬量とし、1日当たりの運搬回数は6回程度とする。濃縮汚泥の堆積状況や運搬状況等により増減するが、予定数量の保証は行わない。
- (2) 移送量の確認は、豊岩浄水場の吸引場所に設置されている汚泥流量計の積算値によるものとし、日移送量を電子マニフェストにより3日以内に登録し、月毎に業務（完了・一部完了）報告書を提出すること。

（支払条件）

第7条 本業務の単価については次のとおりである。

- (1) 本業務は、m³ 当たりの単価契約とする。
- (2) 本業務の支払いは、移送量に契約金額を乗じた額を当月の完了部分として支払うものとする。

（作業時間）

第8条 作業時間については次のとおりである。

- (1) 作業時間は、原則として月曜日～金曜日の午前9時から午後4時までとする。ただし、土日祝日を除くものとする。

（業務の注意点）

第9条 本業務の注意点については次のとおりである。

- (1) 豊岩浄水場の運転業務に支障がないよう、浄配水場等運転管理業務受託者と密接に連絡を取り合い移送すること。
- (2) 吸引場所および排出場所は、常に清潔にすること。
- (3) 排出場所では委託者の案内に従い、円滑な移送業務を図ること。
- (4) 移送業務中に不慮の事故に遭遇した場合は、速やかに対処するとともに、委託者に報告すること。
- (5) 移送業務に関しては、作業員名簿に記載されている者以外運転してはならない。
- (6) 移送量の確認について、電子マニフェストにより管理すること。
- (7) 移送を行った日から電子マニフェストへ3日以内（土日祝日および年末年始を除く）に情報を登録すること。

（関係法令の遵守）

第10条 廃掃法およびその他、関係法令を遵守すること。

（提出書類）

第11条 本業務において、受託者は次の書類を提出すること。

- (1) 業務実施計画書

- ア 組織図
 - イ 安全管理および緊急連絡体制図
 - ウ 産業廃棄物（汚泥）収集運搬業の許可証および車両登録証等の写し
 - エ 作業従事者の当該運搬車両に適した運転免許証の写し
 - オ 業務総括責任者および代理人に関する書類
 - カ 作業員名簿（各種免許等の写し含む）
 - キ その他
- (2) 日誌等
- ア 週間工程表（委託者が指定する様式による）
 - イ 日誌（委託者が指定する様式による）
 - ウ 業務（完了・一部完了）報告書
- (3) その他必要な書類

（安全衛生管理）

第 12 条 受託者は、下記のこと留意し、従事者の労働安全衛生に対する意識の向上および安全の確保と健康の保持に努めなければならない。

- (1) 労働安全衛生法およびその他災害防止関係法令を遵守し、常に安全衛生管理に必要な措置を講じ、事故等の発生防止に努めること。
- (2) 業務履行にあたり、安全衛生上の障害が発生した場合は、直ちに必要な安全措置を講ずること。

（協議等）

第 13 条 本仕様書に疑義が生じた場合や、本仕様書に明示されていない事項については、両者協議のうえ定めるものとする。

